

徳島市監査委員告示第3号

平成28年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成29年1月6日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

平成28年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年12月5日報告分）に基づく措置状況

市民環境部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 徳島市文化振興施設及び徳島ガラススタジオの利用料金の決定について、市長の事前承認手続が書面により行われていなかった。 (公益財団法人 徳島市文化振興公社)	1 利用料金の決定については、直ちに書面による承認手続を行いました。今後は、徳島市文化振興施設設置条例、徳島ガラススタジオ条例、徳島市文化振興施設及び徳島ガラススタジオの管理運営に関する基本協定書に基づき、適正に処理します。
2 所管部局では、利用料金の承認に係る決裁において、決裁権者が適正でなかった。 (太平ビルサービス株式会社)	2 今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理します。
3 指定管理業務ではない法人固有業務の消費税の納付が、指定管理業務に係る口座を介して行われていた。	3 指定管理者に対して、今後は、指定管理業務でない法人固有業務の消費税の納付について、指定管理業務に係る口座を介して行わないよう指導しました。
4 所管部局では、基本協定書締結に係る決裁において、決裁権者が適正でなかった。 (特定非営利活動法人 新町川を守る会)	4 今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理します。
5 現在の指定管理に当たって、休館日及び供用時間の設定に係る市長の事前承認手続が行われていないものがあった。 (東富田コミュニティ協議会、渭北街づくり協議会、国府コミュニティ協議会、昭和コミュニティ協議会、勝占中部コミュニティ協議会、一宮下町町づくり推進協議会、加茂名まちづくり協議会)	5 指摘のあった協議会に対して、休館日及び供用期間の承認手続を行うよう指導しました。

<p>6 休館日及び供用時間の変更について、市長の事前承認手続が行われていないものがあった。</p> <p>(一宮下町町づくり推進協議会、加茂名まちづくり協議会)</p>	<p>6 指摘のあった協議会に対して、市長が承認した休館日及び供用時間を遵守するよう指導しました。</p> <p>また、休館日及び供用時間の変更については、事前承認手続を適正に行うよう周知徹底しました。</p>
<p>7 利用料金の額の決定について、市長の事前承認手続が行われていないものがあった。</p> <p>(一宮下町町づくり推進協議会、加茂名まちづくり協議会)</p>	<p>7 指摘のあった協議会に対して、市長が承認した利用料金規程に基づき、徴収するよう指導しました。</p> <p>また、利用料金の額の決定については、事前承認手続を適正に行うよう周知徹底しました。</p>
<p>8 目的外使用許可により設置している自動販売機の電気代について、許可条件に定める負担がなされていないものがあった。</p> <p>(丈六コミュニティ協議会、八万コミュニティ推進協議会、東富田コミュニティ協議会、渭北街づくり協議会、昭和コミュニティ協議会、加茂名まちづくり協議会)</p>	<p>8 指摘のあった協議会に対して、目的外使用許可により設置している自動販売機について、今年度から許可条件に定める電気代を負担するよう指導しました。</p>
<p>9 指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理が個別の口座で独立して管理されていないものがあった。</p> <p>(渭北街づくり協議会)</p>	<p>9 指摘のあった協議会に対して、今後は、指定管理業務に係る固有の金融機関口座にその他の業務に係る入出金が混在しないよう指導しました。</p>